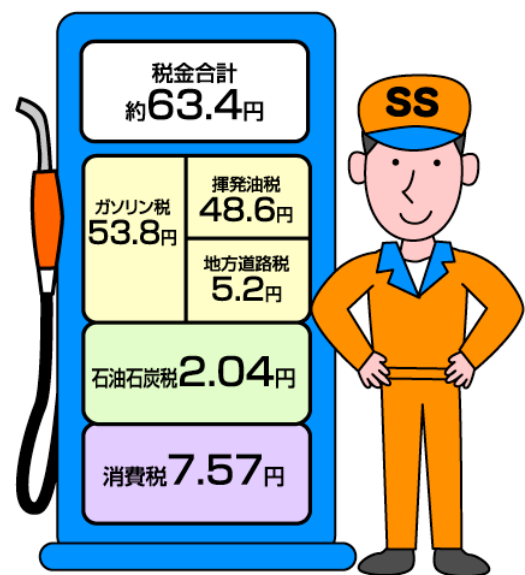


## 9. 「ガソリン税」は二つの税金の総称

ドライバーのみなさんがガソリンを購入すると、1リットル当たり53.8円のガソリン税が徴収されています。しかし、この「ガソリン税」が二つの税金を総称したものであることはあまり知られていないようです。「ガソリン税」とは1リットル当たり48.6円の揮発油税と5.2円の地方道路税を合算したものです。ともに道路整備を目的とした税金ですが、揮発油税は国が管理する高速道と国道のほか、政令で定める都道府県道に使われます。一方、地方道路税は税収の43%が都道府県と政令指定都市に、57%が市町村に分配されています。軽油に課せられている軽油引取税(1リットル当たり32.1円)も道路財源ですが、国ではなく都道府県が徴収し、都道府県と政令指定都市が使用しています。

●1リットル当たりのガソリンにかかっている石油諸税

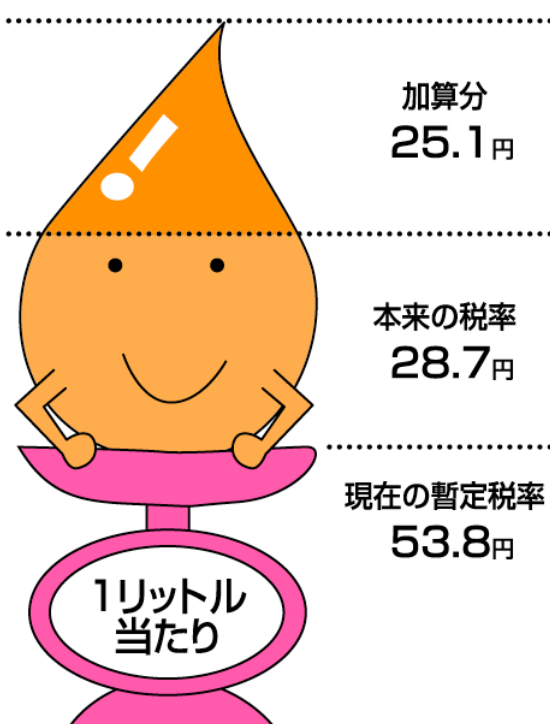


(注)：消費税込み小売価格が1リットル159円(石油情報センター「石油製品市況調査2008年5月」)の場合

## 10. ガソリン税の暫定税率

ガソリン税は本来(本則税率)1リットル当たり28.7円ですが、道路財源の不足を理由として、臨時の税金(暫定税率)25.1円が加算された53.8円の税金となっています。2008年4月にはその暫定税率が失効し、再可決するまでの1ヶ月間、本来の税率となりました。わが国のガソリン税1リットル当たり53.8円は、使い道を道路整備に限定している「道路特定財源」ですが、2009年度より暫定税率を撤廃することなく何にでも使える「一般財源」化する閣議決定が2008年5月に行われました。参考までにヨーロッパ各国のガソリン税は、「一般財源」が主流で、税率は毎年のように引き上げられ、現在はイギリス約93円、ドイツ約88円、フランス約80円となっています。

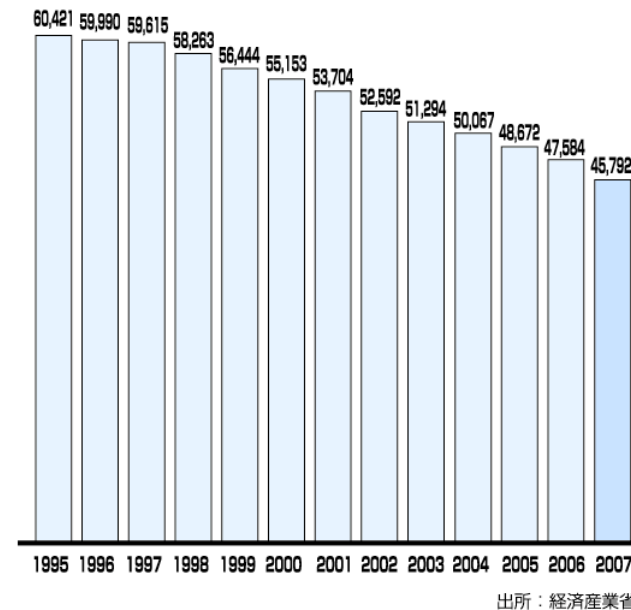
●ガソリン税の暫定税率



## 11. 減少するガソリンスタンド

1995年には全国で6万ヶ所以上を数えたガソリンスタンドは、1996年から減少の一途をたどっています。2007年3月末には前年比で約1,800ヶ所減って45,792ヶ所となりました。ピーク時から12年の間に約15,000ヶ所減少したことになります。東京、大阪、愛知などガソリンスタンドが多く立地していた大都市部での減少が目立ちます。東京では、ほぼ3ヶ所に1ヶ所の割合でガソリンスタンドが姿を消しました。この原因は、規制緩和による激しい価格競争など、経営環境の悪化によるものとされています。

●「品確法」に基づく登録給油所数(各3月末現在)



## 12. ガソリンスタンドの社会貢献活動

ガソリンスタンドは石油製品の供給ばかりではなく、その拠点性を生かして地域社会に対する貢献活動を実施しています。代表的なものが、身の危険を感じた場合の「駆け込み110番」ですが、この他にも「福祉灯油の無料配送」、「救急ステーション」など、さまざまな社会貢献活動があります。1995年の阪神淡路大震災の際、従来、危険な施設とされていたガソリンスタンドが、火災の延焼を食い止め、緊急車両へ燃料を供給し、情報を提供するなどのインフラ機能を発揮したことを教訓として、地元の自治体と「災害時協力協定」を締結して、直下型地震の発生等に際して飲料水の提供など帰宅困難者を支援する体制も構築されています。また、ガソリンスタンドに自家発電装置や貯水槽を備え、災害発生時に燃料供給基地、連絡拠点としての役割を担う「災害対応型給油所」も各地に登場しています。

